

令和3年 第11回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年11月25日（木）15時00分から15時30分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	—
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	菅原 隆行
	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第11回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「11番岡村宏一委員」と「13番中山勝夫委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の田と畑7筆で面積は合計8,207㎡でございます。譲渡人は久喜市に、譲受人は春日部市にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲渡人はこれまで宮代町内で農業を営んでまいりましたが、加齢により農業経営も難しくなったこともあり、近隣の耕作者へ譲渡を検討してきました。この度、譲受人への譲渡が決まったため、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■から北東へ500メートル程の場所に位置する土地です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は水稻と麦の作付けを予定しています。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてです。今回の譲受人の経営農地は宮代町内に8筆あり、総面積は6,395㎡ございます。事前に事務局で農地を全て回り現況に問題ないことを確認しており、今年3月にも同じ譲受人から3条の申請がありその際にも皆さまに耕作状況を確認頂きましたので、今回の確認は割愛させていただきます。

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法3条2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である5,000㎡を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は14,602㎡となります。

3点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として年300日以上従事と聞き取りにより確認しています。

4点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守すること、現在も周辺農地を耕作していることから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法3条2項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。将来的に宮代町内に住みたいという意思があり、地元としても歓迎しています。ご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。現地を確認してきましたが、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでし

ようか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、2件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は37㎡でございます。譲渡人、譲受人共に宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲受人はこれまで譲渡人が所有していた南側町道に接する農地を進入路として利用してきましたが、その農地が宅地となったことで自作地への進入が困難になっていました。そこで、北側にある古利根川沿いの農地を譲ってほしいと相談したところ、この度、譲受人への譲渡が決まったため、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■から北西へ300メートル程の場所に位置する土地です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は隣接する耕作地と一体的に利用する予定です。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてです。今回の譲受人の経営農地は宮代町内に21筆あり、総面積は10,327㎡ございます。事前に事務局で農地を全て回り現況に問題ないことを確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法3条2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である5,000㎡を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は

10,364 m²となります。

3点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人とその妻が農業従事者として年200日以上従事と農家基本台帳に登録されています。

4点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守すること、現在も周辺農地を耕作していることから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法3条2項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番の■■■です。トラクターの進入路として問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は3件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑2筆で面積は合計1,493.16 m²でございます。譲受人は宮代町内の学校法人で、

譲渡人は東京都にお住まいの方2名です。転用目的は駐車場敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、譲受人は現在、申請地に隣接する場所で幼稚園を運営していますが、保護者が園児の送迎に利用できる駐車場が十分でないため路上に車を駐車して送迎している状態です。また、幼稚園のバスも園庭に駐車しています。駐車場不足を解消する目的で今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の北側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。すべて宅地に囲まれているため隣接する農地はありません。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。普通車39台の駐車スペースとマイクロバス2台の駐車スペースを設ける予定です。駐車場としての利用のため排水計画等はありません。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番地元委員の■■です。前の道路が狭く車がすれ違うのも困難な道路です。駐車場としての利用は問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、2件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の田

と畑3筆で面積は合計1,415㎡でございます。譲受人は宮代町内で設備工事を請負う法人で、譲渡人は宮代町内とさいたま市にお住まいの方です。転用目的は資材置場です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者はこれまで市街化区域にある個人所有地を資材置場として使用しておりましたが、周辺の宅地化が進んだことや騒音等の苦情もあり別の場所へ資材置場を設けるため農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■から西に150メートル程の場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。北側に隣接する農地が2筆ありますが、どちらも譲受人のうち1人の所有農地です。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設コンクリートブロックで対応するとのことです。資材置場としての利用のため排水計画等はありません。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■番■■委員)

■番の■■です。配管などの設備工事の部材を置く場所として問題ないと思います。ただ、曲がり角にあるので出入口の事故に注意が必要だと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」とことといたします。続きまして3件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、3件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の田1筆で面積は778㎡でございます。譲受人は京都府の法人で、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は携帯電話基地局整備にともなう工事用地としての一時転用です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は京都府に本社を置く建設業で町内の携帯電話基地局の整備を行うために、隣接する農地を一時転用し、工事用地として用いたいとのことから、今回申請に至った次第です。なお、転用期間は4ヶ月間となっております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の南西に位置し、笠原沼落に面した筆です。隣接する農地が2筆ございますが、1筆は隣地の同意を得ております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。周囲に工事用のバリケードを置き、ネット柵を設けて作業員以外の立ち入りを制限します。農地には敷鉄板を敷き農地への影響を最小限に抑えます。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域に区分されます。一時転用のため、除外は必要ありませんが、本申請の事業計画を農用地区域内で行っても問題ないことを町の関係各課と確認を行い、適合証明を発行しております。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■■番■■委員)

■■番地元委員の■■■です。携帯基地局の増築のようなかたちです。問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして日程第4「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が11月10日となっております。10日までに、4条届出が1件、5条届出が1件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第11回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年12月24日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印